監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、石川県教育委員会から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年8月9日

 石川県監査委員
 不 破 大 仁

 同
 一 川 政 之

 同
 村 上 勝

 同
 作 田 有 子

(別 紙)

翠 高 第 3 号 令和6年7月8日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県教育委員会

令和6年6月28日付け石監査第83-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
期末手当の支出事務において、支出金額が誤っているものがあった。 今後このようなことがないよう十分注意すること。		今回の戻入が発生したことについて、今後は、 支出書類に積算方法や計算式を記入するだけでは なく、根拠通知などを添付した上で、計算に使用 する数値がわかる資料を作成し、複数人で計算が 正しいかチェックすることにより、同様なミスの 再発を防止するように努めます。

七高委第28号令和6年7月12日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県教育委員会

令和6年6月28日付け石監査第83-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
地域手当の支給において、 支払時期が遅延したものが あった。 今後、このようなことがな いよう十分注意すること。		地域手当の支給・停止について引継書に記載することにより、異動前後の担当者が当該事務を再認識し、事務が漏れないようにする。 また、担当者に限らず、人事異動に伴う事務を所属内で共有することにより、再発防止に努める。